

2023年4月21日  
中高文化祭実行委員会執行部

# Project E

2023年4月21日  
中高文化祭実行委員会執行部

## 目次

I. Project Eについて P.2

II. 団体について P.3

(ア)文化祭参加可能団体

\*有志団体による企画について

\*中学生の有志参加について

(イ)各団体の扱い

III. 企画について P.5

(ア)企画の部門分類

(イ)各団体が参加可能な企画部門分類

(ウ)企画内容の充実

(エ) 娯楽企画について

[ $\alpha$ ] 高校生の 娯楽企画について

[ $\beta$ ] 中学生の 娯楽企画について

(オ)後夜祭企画について

(カ)企画募集について

IV. 各種権利について P.9

## I. Project Eについて

Project Eは、文化祭実施大綱第3項(中学生徒手帳P76、高校生徒手帳P87)の、「文化祭実行委員会はその実務執行の枠内で細則を決定し、生徒会本部の承認を経て、それら細則を発効する。」という条文に基づいて、毎年文化祭実行委員会が、文化祭に関する様々な事柄を皆さんにお伝えするために制作しているものです。

文化祭の運営は、文化祭実施大綱を制定し、それに基づいて文化祭を実施していくことを条件に、生徒会主催の学校行事として私たちに任せられています。

文化祭を生徒の自動的行事として運営していくには、生徒の手でルールを決めて、すべての生徒がそれを守ることが最も大切になります。

そのため、私たちは文化祭実施大綱を尊重して文化祭を実施していく必要があること、Project Eに書かれていないことでも、学校の決定には従う必要があること、顧問の先生の監督の下にすべての活動が行われるべきであることを理解していかなければいけません。これらは、私たち生徒の自主的な活動を進めるための前提となっています。

なにか分からないうがあればお気軽に文化祭実行委員や生徒会室の文化祭実行委員会執行部までお尋ねください。

以下、文化祭実行委員会のことは「文実」と表記します。

## II. 団体について

### (ア) 文化祭参加可能団体

文化祭に参加できる団体は、中高それぞれ以下の通りです。

- |        |        |
|--------|--------|
| 《中学》   | 《高校》   |
| ◇クラス団体 | ◇クラス団体 |
| ◇部・同好会 | ◇部・同好会 |
| ◇専門委員会 | ◇委員会   |
| ◇有志団体  |        |

#### \* 有志団体、部・同好会による企画について

近年、多くの有志団体、部・同好会が、顧問の先生の指導および文実の助言に従わない、報告しないなどの状況の下でトラブルを起こしており、それらの後始末を先生方にお願いすることになるケースが多数ありました。これらは、私たち生徒が文化祭をつくり、運営していくという意識に欠けた行為です。先生方に信頼していただくためにも、責任のある活動を行いましょう。

#### \* 中学生の有志参加について

近年、なぜ中学生が有志団体に参加できないのかという質問が多く寄せられます。6ページにも記載がありますが、学校の方針として、生徒は文化祭においてクラス企画を最も優先すべきとされています。中学生は有志団体に参加するのではなく、クラス企画に集中して取り組みましょう。

### (イ) 各団体の扱い

文化祭は生徒会主催の学校行事です。

過去の職員会議で、文化祭の教育的意義は、次のように確認されたそうです。  
「クラスという集団は、生徒の意志で出来たものではないので、皆で何かを作り上げる時には意見の違う人、あまり仲良くしていない人とも折り合いをつけなくてはいけない。その中で1つの方向に向かい、さらにそれぞれの生徒が分担して、得意とする力を発揮して作り上げる。自分のできることを見つけてクラスに協力する。そういう苦労を乗り越えてやり遂げることは、生徒にレベルの高い達成感をもたらすと同時に、作り上げられたものの中に、本校の学校文化が表現される。」

このような経緯を踏まえ、学校の方針として、文化祭ではクラス企画が最も優先して扱われます。

また、文化祭は生徒会行事であるため、文化祭では、有志団体よりもクラスや部・同好会、委員会など生徒会組織が優先して扱われます。

さらに、「文化部は普段活躍の場が少ないから、文化祭を発表の場としたい」ということで文化部が文化祭に参加したため、文化部は、大会などで活躍の場がある運動部よりも、昔から優先して扱われています。

これらは決して、「面白い企画を行い、よりよい文化祭を作ろう」という有志団体の方の気持ちを軽んじているわけではありません。お客様からご好評をいただいた企画もたくさんあります。しかし近年、文化祭参加団体数に対し、文化祭予算や企画実施場所が不足しています。できる限り多くの企画が行えるよう努力していくますが、先述の事情により、支給金削減や企画実施場所確保については、有志団体にご協力をお願いすることが予想されます。素晴らしいアイデアをクラスで共有し、クラス企画として発表していただくことが理想的です。ご了承ください。

### III. 企画について

#### (ア)企画の部門分類

各団体は、次のいずれかの部門分類の企画を行うことが出来ます。

以下の部門分類は、文化祭実施大綱に基づいたものです。

#### 《中学》

部門分類	部門
①理数系教科の発展	地学・化学・天文学・生物など
②文科系教科の発展 A	文学・哲学・言語学・文芸・歴史など
③文科系教科の発展 B	法学・経済・政治・社会・国際関係など
④芸術・芸能・スポーツ	音楽・美術・書道・演劇・映画・写真など
⑤娯楽 <P.8 で詳述>	①～④に関するもの
⑥ボランティア	ポスター・飾りつけなど

#### 《高校》

部門分類	部門
①自然科学	理数系教科の発展…理学・工学・農学・医学など
②人文科学	文科系教科の発展…文学・哲学・言語学・文芸学・歴史学など
③社会科学	文科系教科の発展…法学・経済学・政治学・社会学など
④芸術・芸能・スポーツ	音楽・美術・書道・親善試合・演劇・映画・写真など
⑤娯楽 <P.8 で詳述>	お化け屋敷・迷路・クイズなど
⑥ボランティア	飲食・バザー・歓迎門・後夜祭 <P.9 で詳述> など
⑦国際関係	留学生・帰国生・ホームステイ参加者を中心とした国際関係の企画

## (イ)各団体が参加可能な企画部門分類

各団体は、それぞれ以下の企画部門分類に参加できます。

### 《中学》

部門分類／団体	クラス団体	部・同好会・専門委員会
理数系教科の発展	○	○
文科系教科の発展A	○	○
文科系教科の発展B	○	○
芸術・芸能・スポーツ	○	○
娯楽	○	×
ボランティア	×	*

\* 生徒会本部が文化祭運営に必要な企画について関係団体に依頼することがあります。

### 《高校》

部門分類／団体	クラス団体	部・同好会	委員会	有志団体
自然科学	○	○	○	○
人文科学	○	○	○	○
社会科学	○	○	○	○
芸術・芸能 スポーツ	○	○	○	○
娯楽	○	×	×	×
ボランティア	○	*1	○	*2
国際関係	×	×	×	*3

\*1…クッキング部および茶道部のみは日常の活動の発展として参加できます。

\*2…生徒会本部が文化祭運営に必要な企画について公募依頼し、許可された有志団体のみ参加できます。

\*3…留学生・帰国生・ホームステイ参加者を中心としたグループは有志団体として国際関係の企画に参加できます。

## (ウ)企画内容の充実

ここ数年、私たちは文化祭において企画の多様化を目指してきました。これはひとえに、私たちの文化祭をより面白いものにしていくためです。

ではいったい、「文化祭における面白さ」とはなんでしょうか。

それは、表面的な娯楽に対するものではなく、文化を感じられたことによる「面白かった」「興味深かった」という思いにあるではないかと考えています。

過去に文化祭実施大綱が定められたのは、お客様から「渋幕の文化祭はお化け屋敷ばかりでつまらない」というお言葉をいただいたことがきっかけだったそうです(この当時は、娯楽企画数の調整などを行っていませんでした)。

なぜお客様は、お化け屋敷ばかりの文化祭を「つまらない」とおっしゃったのか。これは決して、企画の種類が少なかったから、ということだけが問題ではないように思われます。

「文化的な企画」に対して感じる面白さ、これこそが現在の文化祭に欠けているものだと思います。かつて、「お化け屋敷ばかりでつまらない」とおっしゃったお客様も、おそらくこの点を指摘されていたのではないでしょうか。

では、「文化的な企画」とはなにか。その答えとして、「お客様に伝えたい、感じていただきたいことがはっきりしている企画」「企画を通して学びを得られる企画」ということが挙げられると思います。

ジャンルに関わらず、私たちがお客様になにを伝えたいと思うか、なにを感じていただきたいと思うか、なにを学んでいただきたいと思うか。その選択こそが「私たちの文化」であり、「文化的な企画」、ひいては「文化的な文化祭」「面白い文化祭」を作り上げていくのでしょう。

「私たちがお客様に伝えたいこと、感じていただきたいこと」はひとつではないはずです。私たちが日常当たり前のこととして捉えていることが渋幕の学校文化を表す場合もあるのだと思います。

娯楽企画だけでなく、他の企画でもお客様に「面白い」と思っていただけるように、「文化的な企画」を考えていきましょう。

## (エ) 娯楽企画について

### [α] 高校生の娯楽企画について

高校生の娯楽企画は大きく二種類に分けられると今年度の文実執行部は考えます。

#### ①内容的娯楽企画と②形式的娯楽企画の二つです。

内容的娯楽企画とは、企画内容が娯楽である企画。企画書を書く際も、その部門分類は「娯楽」となります。

形式的娯楽企画とは、企画の実施形態が娯楽である企画を指します。企画形態は娯楽であるが、その企画を体験することによりお客様が何らかの新たな学びを得たり、発見を得たりできるような企画がこれにあたります。

また、こちらは企画書に書く際、「娯楽」ではなく、その企画の内容に沿った部門分類を選んでください。

文化祭の企画の最も重要な部分はその内容にあり、その内容をお客様に分かりやすく伝えようとした結果として企画の実施形態が娯楽的となっても、それは問題でないと考えます。よって、**今年度「娯楽企画」とし、娯楽抽選の対象とするのは「内容的娯楽企画」の団体のみとします。**

以下に高校生の内容的娯楽企画の例を示します。参考としてください。

#### 《内容的娯楽企画の例》

◇お化け屋敷

◇迷路

◇縁日

◇カジノ

◇脱出・搜索ゲーム

◇ジェットコースター・回転シーソーなどの大規模な企画

◇校内周遊型の企画

◇クイズ

◇娯楽的なゲーム(テレビのバラエティ番組の企画をオマージュしたゲーム)

### [β] 中学生の娯楽企画について

中学生の娯楽企画は文化祭実施大綱の「娯楽については、①理数系教科の発展、②文科系教科の発展A、③文科系教科の発展B、④芸術・芸能・スポーツのいずれかに関するもののみに限り、飲食・お化け屋敷などの企画は娯楽とは認めない。」という記述に基づき、その企画実施形態のみが娯楽である企画、すなわち、上述した高校生でいう「形式的娯楽企画」については参加を認めます。内容的娯楽企画に関しては参加を認めません。

また、中学生の企画書に関しては、高校生と異なり、部門分類の「娯楽」を選んだうえで①～④のどの部門分類と関係があるのかを書いていただきます。

## (才)後夜祭企画について

高校文化祭実施大綱第5項に「本校文化祭の部門分類および参加対象を次のように定める。(中略)⑥ボランティア(飲食・バザー・歓迎門・後夜祭など)」と規定されていることから、後夜祭の部門分類は高校生のボランティア企画となります。

有志団体は生徒会本部が文化祭運営に必要な企画について公募依頼し、許可された団体がボランティア企画を行うことができますが、責任の所在が不明確になってしまいなどの問題を受け、後夜祭の運営はクラス団体に限ります。

また、娯楽企画が参加団体数の上限を定めているのと同様に、高校文化祭実施大綱第5項「企画募集時までに生徒会本部が文化祭全体のバランスを考慮して指定した参加数に限定し、限定数を超えた場合は抽選とする。」という記述に基づき、参加団体数の上限を定め、超過した場合は抽選にて決定します。

後夜祭は文化祭2日目の放課後開催予定で、文化祭2日目終了後に自団体の片付けが完了した高校生のみが参加可能です。また、新型コロナウィルス感染症対策のため、開催方法についての協議を行う場合があります。

※お客様および中学生の参加はできません。

## (力)企画募集について

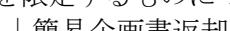
文化祭実施大綱に則り、文実では企画の二段階募集を行っています。企画実施までの流れは以下の通りです。また、一段階目の企画書を「簡易企画書」、二段階目の企画書を「詳細企画書」と呼んでいます。

一段階目…文化祭実施大綱に即した部門分類の申請及びその簡易企画書を提出。



第一回企画審査委員会

参加数を限定するものについて抽選を行う。



二段階目…返却された簡易企画書、抽選結果に基づいた詳細な企画書を提出。



第二回企画審査委員会

企画審査委員会で定められた基準に基づき、企画の実施可否を判断。



各団体の企画実施

文化祭に参加するためには、生徒会長を議長とした企画審査委員会による企画審査で、参加が妥当であると認められる必要があります。不適当と考えられた企画については、指導・助言を行い、企画書の再提出を求めます。企画書の最終締め切りまでに参加が認められなかった団体に関しては、文化祭に参加することが出来ません。

## IV. 各種権利について

外部の方が見て、顔と名前が一致することのないよう気をつけましょう。

実名やイニシャルは公開せず、ニックネームなどを使用してください。

渋幕生だけに限らず、プライバシーに関する権利は全ての人が等しく有しています。芸能人、一般人に関わらず他人の肖像権を侵害する掲示や企画、その他誹謗中傷にあたることは控えましょう。

また、人に対してだけでなく、イラストやロゴ、映像作品、音楽作品、それらに付随するキャラクターにも著作権が存在します。他人が著作権を有しているものを企画や宣伝で使用する場合は、必ず許可を取るまたは利用規約に従うようにしてください。なお、著作者への連絡方法やその他各種権利について相談等がありましたら、文実執行部までお越しください。文実執行部でサポートすることも可能です。

各種権利において何かしらの問題が発生した場合、文実が責任を負うことはできません。ご注意ください。